# 総合農事センターへの指定管理者制度一部導入について

#### 1 総合農事センターの概要

- (1) 所 在 地 北九州市小倉南区横代東町一丁目 6-1
- (2) 敷地面積 90,355 ㎡
- (3)運営方針

総合農事センターは昭和48年に農業の新しい技術の導入と営農問題の解決に指導的役割を果たすことを目的に開設され、「農業の振興」、「市民と農業の接点」、「憩いの場の提供」を基本方針として、市の直営施設として運営されている。

#### (4) 主な施設

本館、農林ショップ(売店)、芝生広場、梅園、バラ園、駐車場、 バイオテクノロジー実験棟、温室、実験圃場、管理治療舎、牛舎、馬羊 舎など

#### 2 指定管理者制度導入の経緯について

- 〇平成 25 年度事業総点検の中で、今後の総合農事センターの試験研究の方向性について検討されたが、「県との連携強化、役割分担の整理を行う」こととされ、市として独自に取り組む試験研究の実施、家畜診療の実施と家畜伝染病の発生予防を行う施設として整理された。
- 〇平成 28 年度行財政推進計画の取組の中で「総合農事センターへの指定管理者制度の部分導入の可・否について調査・検討し、平成 28 年度に可否の方針を決定する」こととされた。

## 3 検討経過

平成 28 年 6 月~7 月 他都市類似施設調査

平成28年9月~29年1月 市内民間事業者の意見収集

平成 28 年 11 月~29 年 3 月 指定管理者制度導入区域案の検討

#### 4 検討結果

以上のとおり、他都市の事例調査や民間事業者のヒアリング結果および 総合農事センターの役割等を踏まえ、次のとおり指定管理者制度を導入する。

- ①試験研究区域については、引き続き「市職員による直営」とする。
- ②試験研究を除く区域については、維持管理及びにぎわいづくりに、民間 の経営ノウハウや技術、自由な発想を活かし、より魅力的な施設の運営 を図るため、「指定管理者制度」を導入する。

## 5 指定管理者制度導入区域

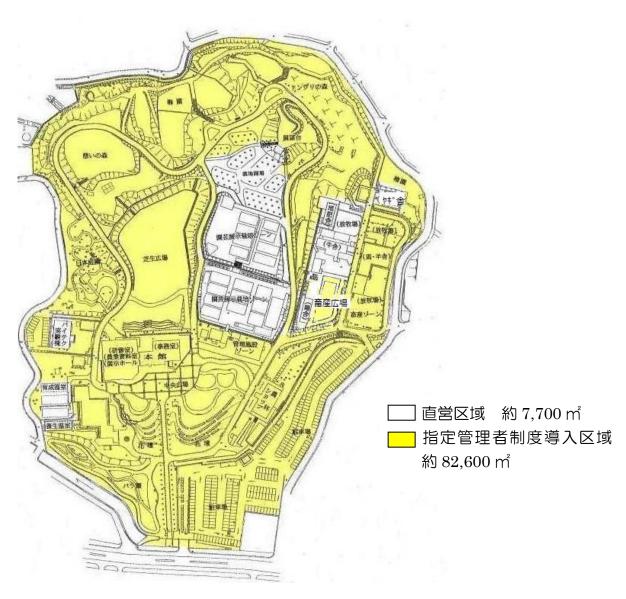
## (1) 直営区域

バイオテクノロジー実験棟、温室、実験圃場、管理治療舎、牛舎など試験研究に利用されている区域

## (2) 指定管理者制度導入区域

本館、農林ショップ(売店)、芝生広場、梅園、バラ園、駐車場、馬羊舎など主に公園として利用されている区域

# 区域図



# 6 今後のスケジュール(案)

利用料金に係る条例改正

事業者公募

指定管理者選定

指定管理者決定議決

指定管理業務開始

平成29年6月議会

平成 29 年 7 月~9 月

平成 29 年 10 月頃

平成 29 年 12 月議会

平成 30 年 4 月